

低所得世帯支援給付と定額減税補足給付(調整給付)を行います



物価高騰対策として、

低所得世帯に10万円を支給し、その世帯内の子どもに加算給付金を支給します(別表1のとおり)。また、令和6年度税制改正に伴う定額減税で、減税しきれない人に不足分の給付を行います(別表2のとおり)。

詳しくは、各給付金は
本地域包括ケア課給付金担当(☎8412)、住民税の定額減税は**本**課(☎2113)、所得税の定額減税は高崎税務署(☎027(322)4711)へ。

■低所得世帯支援給付

対象 令和6年6月3日時点で本市に住民登録があり、令和6年度に新たに住民税が非課税または均等割のみ課税となった世帯

給付金額 ▽1世帯当たり10

万円 ▽こども加算Ⅱ対象世帯の18歳以下(平成18年4月2日〜令和6年10月31日生まれ)の子ども1人当たり5万円
〈申請書の提出が必要な世帯〉
 令和6年1月2日以降に本市に転入してきた等で所得の状況などが不明の人や、令和6年6月4日〜10月31日に生まれた子どもは、申請書の提出が必要です。申請書は、市ホームページからダウンロードするか、地域包括ケア窓口などで受け取り、10月31日(木)(必着)までに提出してください

■定額減税補足給付

対象 令和6年1月1日時点で本市に住民登録があり、令和6年分所得税および令和6年度住民税所得割が定額減税しきれないと見込まれる人

給付金額 所得税3万円、住民税1万円の減税額に届かない額の合計を1万円単位に切り上げた額

■共通事項

対象と思われる人に、7月

(別表1) 低所得世帯給付金について

種類	低所得世帯給付金	こども加算給付金
給付金額	1世帯当たり10万円	18歳以下(H18.4.2 ~ R6.10.31生まれ)の子ども1人当たり5万円
対象	▷令和6年度(新規)住民税非課税世帯 ▷令和6年度(新規)住民税均等割のみ課税世帯	
対象外	▷令和5年度住民税非課税世帯 ▷令和5年度住民税均等割のみ課税世帯 ▷世帯の全員が令和6年度住民税均等割課税者の扶養にとられている世帯	

※(新規)とは、令和5年度に給付金対象外であった世帯が、令和6年度に新たに住民税非課税および均等割のみ課税世帯になることです

※対象外の世帯には、渋川市以外の自治体における課税実態も含まれます

(別表2) 定額減税補足給付金(調整給付金)について

種類	定額減税補足給付金(調整給付金)	定額減税
減税額など	定額減税しきれないと見込まれる額を1万円単位	納税者とその配偶者を含めた扶養親族1人につき、令和6年分の所得税から3万円、令和6年度分の住民税所得割から1万円を減税
対象	定額減税の対象者で、減税前の税額が少なく、定額減税しきれないと見込まれる人	所得税・住民税所得割を納付する人(詳細は、広報しぶかわ令和6年6月1日号9ページを確認してください)

①**支払案内のはがき**
対象 マイナンバーカードにひも付けされた公金受取口座の登録があるなど、発送前に振込口座を市が把握できる人
その他 原則、手続などには不要

②**確認書**
対象 ①以外の給付対象と思われる人
手続方法 内容を確認の上、必要事項を記入し、添付書類などを同封して返送

手続期限 10月31日(木)(必着)
支給時期 書類審査などが完了してから、約4週間後

ホームページID 11419

▽内閣官房ホームページ



▽国税庁定額減税特設サイト

